

空調設備保守管理業務委託特記仕様書

秋田県立能代松陽高等学校

委 託 名	委 託 概 要	委 託 期 間	履 行 場 所
空調設備保守管理業務委託	空調設備の保守管理	令和8年4月1日) 令和9年3月31日	秋田県能代市緑町4番7号 秋田県立能代松陽高等学校

適 用	<p>この仕様書は、秋田県立能代松陽高等学校における空調設備保守管理業務委託について定める。</p> <p>本業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書」を適用する。</p>
定 期 点 検	<p>別紙空調設備保守管理実施項目に記載された実施時期に業務を実施し、それぞれ書面による報告を行うこと。故障を未然に防止する点検・消耗品交換を行うこと。 なお、日程については、事前に担当職員と協議のうえ実施すること。</p>
フィルタ－清掃	<p>別紙空調設備保守管理実施項目に記載された実施時期に業務を実施し、それぞれ書面による報告を行うこと。 なお、日程については、事前に担当職員と協議のうえ実施すること。</p>
緊急保守対応	<p>発注者から保守機器の異常の連絡があった場合は、速やかに原因調査及び調整・修理による現状復旧をし、その内容を書面で報告すること。</p>
緊急保守費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスヒートポンプエアコン 初期対応に要したコールサービス費、出張交通費は受注者負担とする。その後の修理に要する部品交換等費用は発注者負担とする。 ※ただし設置後13年未満かつ運転時間30,000時間未満の機器についての修理費用は受注者負担とする。 ・真空温水機 初期対応に要したコールサービス費、出張交通費は受注者負担とする。その後の修理に要する部品交換等費用は発注者負担とする。 <p>使用者の故意または過失が原因と認められる故障については、その費用を発注者負担とする。</p>
保守管理費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスヒートポンプエアコン定期点検 定期点検時における対象機器の定期交換部品、消耗品、出張交通費は受注者負担とする。 ・その他の保守管理 保守管理時に使用する一般的な消耗品については受注者の負担とし、消耗品以外の部品については発注者の負担とする。ただし、点検時の過失が原因と認められる故障については、その修理費用を受注者負担とする。 <p>委託業務を実施するために要する電気料金及び水道料金等の費用は、発注者の負担とする。</p>
責任者の選任	<p>委託業務の実施にあたっては、技術上の管理をつかさどる責任者として業務責任者を置くものとする。この業務責任者は、県が発注する庁舎等の維持管理業務に係る競争入札に参加する資格審査の申請書に添付した技術者経歴書へ記載した者とし、契約締結後に速やかに氏名及び資格等を記載した書面（任意様式）を提出すること。</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスヒートポンプエアコン契約外事項 <ul style="list-style-type: none"> a 室内外機の熱交換器の洗浄やドレンパンの清掃 b 熱交換器の目詰まりに起因したコンプレッサの故障 c 天災による故障、不具合 d 設置後13年又は30,000時間を経過した場合 <p>本仕様書に明記していない事項については、発注者、受注者の協議のうえ行うものとする。</p>